

尾張旭市寄附採納事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市（以下「市」という。）に対する寄附の採納に関する事務を公正かつ適正に執行するため、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附の種類)

第2条 寄附の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下「寄附金」という。）
- (2) 尾張旭市物品管理規則（平成25年規則第3号）第2条に規定する備品及び消耗品（以下「寄附物品」という。）

(寄附の申込み)

第3条 市に対し寄附をしようとする者（以下「申込者」という。）は、寄附金については寄附申込書（寄附金用）（第1号様式）又は市長が定めるオンラインフォームにより、寄附物品については寄附申込書（寄附物品用）（第2号様式）により、市長に申し込むものとする。

(寄附金の使途の指定)

第4条 寄附金の申込者は、当該寄附金の使途について、次に掲げるまちづくりを推進する事業のうちから指定することができるものとする。

- (1) 健康でいきいきと暮らすまち（健康づくり・医療・福祉）
- (2) こどもがすくすく成長するまち（こども・子育て）
- (3) 豊かな心と知性を育むまち（学校教育・文化・スポーツ）
- (4) 質の高い暮らしを支えるまち（まちづくり・公園・道路）
- (5) 人とふれあい安心して暮らすまち（防災・交通防犯）
- (6) 環境にやさしい生活を送るまち（環境）
- (7) 笑顔と活力があふれるまち（産業・にぎわい・紅茶のまち）
- (8) 未来につながる行政経営（市政全般）

2 前項各号のほか、申込者は、特定の使途を指定することができるものとする。

3 市長は、申込者が前2項の規定による寄附金の使途の指定をしないときは、当該使途を市政全般とするものとする。

(寄附採納の基準)

第5条 市長は、寄附が次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、寄附の申込みを拒否するものとする。

- (1) 公序良俗に反するとき。
- (2) 行政の中立性、公平性等が確保できないとき。

- (3) 宗教的又は政治的な意図があるとき。
- (4) 係争の原因となるおそれがあるとき。
- (5) 法令の制限その他の制約があるとき。
- (6) 第4条第2項の規定により申込者が指定した特定の使途について、実現の可能性が低いとき又は市政の運営方針と相反しているとき。
- (7) 寄附物品の維持管理等が、著しく市の財政負担となるおそれがあるとき。
- (8) 寄附物品の利活用が見込めないとき。
- (9) 寄附物品の管理を市が行うことが不適当であるとき。
- (10) 寄附物品を設置するための条件整備が必要なものについて、その場所等が確保できないとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(採納事務の担当課等)

第6条 寄附金採納に係る事務は、第4条第1項各号に規定する使途の指定をしたとき又は使途の指定をしないときは、総務部財政課が担当するものとする。

2 第4条第2項の規定により申込者が特定の使途を指定したときは、当該指定内容に最も関係する課等が担当するものとする。

3 寄附物品採納に係る事務は、当該寄附物品を受け入れる課等が担当するものとする。ただし、申込者から受入先について特に希望がない場合は、財政課長が調整し、担当課等を決定するものとする。

(採納の決定及び通知)

第7条 申込者から第3条に規定する寄附の申込みがあったときは、前条に規定する担当課等の長（以下「担当課等の長」という。）が、第5条に規定する基準により速やかに採納についての審査をしなければならない。

2 担当課等の長は、前項の規定により審査し、採納の可否について決定したときは、財政課長に合議し、市長の決裁を受けた上で、寄附受入決定通知書（第3号様式）又は寄附辞退通知書（第4号様式）により、申込者に通知するものとする。

3 前2項の規定による審査及び決定に当たり、当該申込みを受けた寄附が次の各号のいずれかに該当するときは、決定に先立ち、幹部会又は行政経営本部会議に付議するものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号に規定する議会の議決を要する負担付きの寄附又は贈与に該当するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(寄附の採納等)

第8条 担当課等の長は、寄附を採納するときは、尾張旭市会計規則（昭和58年規則第11号）及び尾張旭市物品管理規則の規定に基づき、事務を進めるものとし、寄附金については、収入調定等の収納に関する手続を行わなければならない。

2 市長は、寄附の採納を確認後、速やかに寄附受納書（第5号様式）を採納された寄附に係る申込者（以下「寄附者」という。）に交付するものとする。

3 市長は、採納された寄附が第5条の規定に該当すると認めたときは、採納の決定を取り消し、既に採納した寄附を返還することができる。この場合において、寄附を返還するときは、寄附辞退通知書により寄附者に通知するものとする。

（寄附者への謝意等）

第9条 市長は、寄附を採納したときは、寄附の性質及び内容に応じて、礼状の送付等により、寄附者に謝意を伝えるものとする。ただし、寄附者が希望しないときは、この限りでない。

2 寄附者の表彰は、尾張旭市表彰規則（平成17年規則第24号）により実施するものとする。

（公表）

第10条 市長は、この要綱に基づく寄附の内容等について、公表するものとする。

（適用除外）

第11条 次の各号のいずれかに該当するものについては、この要綱の規定を適用しない。

- (1) ふるさと納税による寄附
- (2) 企業版ふるさと納税による寄附
- (3) 国、県その他の公共団体又は公共的団体からの財産等の寄附又は贈与
- (4) 災害救援等に係る募金等の義援金又は支援金及び物資等の寄附
- (5) 他の例規等の規定により寄附採納の手続が定められているもの
- (6) その他市長が適用除外と認めるもの

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

寄附申込書（寄附金用）

年 月 日

尾張旭市長 殿

寄附申込者	
住所	
氏名（団体名及び代表者名）	
連絡先	

次のとおり寄附したいので申し込みます。

寄附金額	円
------	---

希望する寄附金の使い道（希望する使い道1つに○を付けてください。）

	①健康でいきいきと暮らすまち（健康づくり・医療・福祉）
	②こどもがすくすく成長するまち（こども・子育て）
	③豊かな心と知性を育むまち（学校教育・文化・スポーツ）
	④質の高い暮らしを支えるまち（まちづくり・公園・道路）
	⑤人とふれあい安心して暮らすまち（防災・交通防犯）
	⑥環境にやさしい生活を送るまち（環境）
	⑦笑顔と活力があふれるまち（産業・にぎわい・紅茶のまち）
	⑧未来につながる行政経営（市政全般）
	特定の事業を指定（具体的に記載してください。） （ ）
	特に指定しない。

※ 未選択の場合は、市政全般への寄附とさせていただきます。

寄附に関する公表の希望（該当するものに○を付けてください。）

	①氏名（団体名）・寄附額・使い道の公表に同意する。
	②氏名（団体名）のみの公表に同意する。
	③匿名での寄附額・使い道の公表に同意する。
	④公表は希望しない。

※ 市ホームページ等での寄附状況の公表を想定しています。

※ 未選択の場合は、③匿名での公表とさせていただきます。

第2号様式（第3条関係）

寄附申込書（寄附物品用）

年 月 日

尾張旭市長 殿

寄附申込者	
住所	
氏名（団体名及び代表者名）	
連絡先	

次のとおり寄附したいので申し込みます。

寄附物品名	
規格・品質等	
数量	
評価額	

寄附の目的・条件

目的	
条件	

※ 「目的」には寄附物品の受入先について記載してください。記載のない場合は、市で調整させていただきます。

寄附に関する公表の希望（該当するものに○を付けてください。）

	①氏名（団体名）・寄附物品名・受入先の公表に同意する。
	②氏名（団体名）のみの公表に同意する。
	③匿名での寄附物品名・受入先の公表に同意する。
	④公表は希望しない。

※ 市ホームページ等での寄附状況の公表を想定しています。

※ 未選択の場合は、③匿名での公表とさせていただきます。

様

尾張旭市長 印

寄附受入決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました下記の寄附につきまして、
受け入れることを決定しましたので、尾張旭市寄附採納事務取扱要綱第 7 条第
2 項の規定により通知します。

記

- 1 寄附受入担当課等名
- 2 寄附の内容

様

尾張旭市長 印

寄附辞退通知書

年 月 日付で 下記の寄附につきまして、
残念ながら辞退いたしますので、尾張旭市寄附採納事務取扱要綱
の規定により通知します。

記

- 1 寄附の内容
- 2 辞退の理由

寄附受納書

☐ 寄附金 金 円

☐ 寄附物品 _____

上記（寄附金・寄附物品）を 年 月 日に受納いたしました。

住 所 _____

氏 名

（団体名及び代表者名） _____ 様

年 月 日

尾張旭市長

印